

御書の系年研究（その8）

——文永年間の諸御書について——

若 江 賢 三

はじめに

- 1 < 170 > 曾谷入道殿許御書 1026 (再考)
- 2 < 66 > 問注得意抄 178 及び < 67 > 土木殿御消息 949
- 3 < 195 > 御衣並単衣御書 971
- 4 < 435 > 御衣布給候御返事 (なし) 及び < 108 > 安国論送状 35 及び
< 74 > 止観第五之事御消息 (上野殿母尼御前御返事) 1515

むすび

はじめに

文永年間の御書は真蹟花押の現存するものが少ないため、花押による年代の決定はかなり困難である。花押の推移を観察してゆくと、アヌスヴァーラを中心に見るにしても、多少の揺らぎは存するごとくである。しかし、だからといって花押による系年研究の有効性がないわけではない。だからこそ、可能な限り先入見を排して真実を究明し続けるという姿勢が研究者には要請されると思われる。本稿では、筆者がかつて文永10年の執筆と推測した曾谷入道許御書について、真蹟複製本を通しての再検討を記し、そのあと佐渡流罪より以前の問注得意抄および< 67 > 土木殿御消息 (富木殿御消息 949) について花押研究の観点から系年を再検討し、続いてこれまで建治年間のものとしてされてきた< 195 > 御

(2)

衣並単衣御書 971、さらには新加の< 435 >御衣布給候御返事、< 108 >安国論送状、さらには< 74 >上野殿母御前御返事（止観第五之事御消息）の系年について検討する。

1 < 170 >曾谷入道殿許御書 1026（再考）

本抄には

今此の国土に有らざるは二ノ日・二の月等の大難なり。

とある¹⁾。諸經典に記される三災七難の内、「此の国土」に現れてないのは「二の日」とか「二の月」の難であって、それ以外は經典に呼応して現れているというのである。これが文永12年の著述であるとするのが定説であった。ところが一方、その前年に当たる文永11年1月に佐渡に「二の日」が現れたと佐渡の地元民たちが語っていた、と文永11年5月著述の法華取要抄に記している。これは文永12年の時点において「二の日」は既に現れていることを示すものである。この矛盾について考察した筆者は、本抄が、「二の日」が出現した文永11年よりも前の時点、即ち文永10年に記されたものであると結論した²⁾。

しかしながら、その後、本抄真蹟の第1紙の右に「太田抄上建治元年」という文字が記されているという情報を得て、系年の再検討の要を感じた。この書き入れによって、本抄の系年が古来文永12年（=建治元年）とされてきたということが確認されるのである。幸いなことに筆者は、中山法華寺から百部限定で刊行された『日蓮聖人真蹟』の複製本のうちの『太田禅門許御書上』を2012年9月15日に東洋哲学研究所にて実見することができ、その巻頭の右上に上記8文字を確認した。他筆の調った文字であるが、筆者は不明である。そこで、本稿において本抄系年について再考した結果を記し、前説の修正をし記しておくなければならない。

そこでまず、本抄の体裁から考察すると、本抄には第〇紙という丁付が振られておらず、『集成』第1巻では36・7頁、39・40頁、42・3頁、43・4頁等は紙の継ぎ目に文字がかかっており、本抄が、あらかじめ巻物となって貼り合わせられていた用紙に浄書されたことが知られるのである。³⁾

次に本抄の内容について再考する。本抄末部に

予所持の聖教多々之れ有りき。然りと雖も兩度の御勘気衆度の難之時、
或は一巻二巻散失し、或は一字二字脱落し（後略）

とあり⁴⁾、佐渡流罪を含む「兩度の御勘気」を過去の事実として記しており、その後で曾谷・太田の両氏に対し、多くの「聖教」を体系的に集めてほしいと日蓮は依頼しているのである。このような依頼は佐渡流罪中であってはやはり考え難いことである。流罪中の佐渡へ大量の經典を収集することはそれ自体困難なことであり、たとえ收拾し得たとしても、それをどうやって管理し保存するかとなると、流罪地ではとても無理と思われる。流罪の地ではなく、身延の地に安定した保管場所を確保できてこそそれは可能である。「聖教」を集めて仏法研鑽および日蓮仏法発信のための一大拠点とするその構想について、文永12年の時点であったなら、十分に理解できる。さらには後世の者にも、本抄中で説く大乘の戒壇にまでつながってくるその見通しが把握できるであろう。よって本抄は身延入山後の文永12年（以降）の著述であると見るのが自然な理解となる。

上のことを確認すべく、本抄の花押【図14】について、再度その時期を検討する。もし本抄が文永10年3月の著述であったとすれば、時期的には文永9年5月の真言諸宗違目の花押【図10】と文永10年4月26日の観心本尊抄送状の花押【図11】との中間に位置することになる。しかしながら、両抄花押に比べて本抄花押【図14】のアヌスヴァーラはやや長伸であり、頂上で力を込めて筆が止められている。この形態は既に読点型の時期は過ぎている感があって、長伸鍵型の典型である文永12年1月の太田殿許御書の花押【図12】の趣を有しており、文永12年2月7日付けとされる<162>富木殿御返事968の花押【図13】と類似している。同抄には

帷一領給ヒ候ヒ了ヌ。(中略)此は又、齡九旬にいたれる悲母の、愛子にこれをまいらせさせ給。而 我と老眼をしほり、身命を尽クせり。

とあり⁵⁾、90歳に近い富木氏の母御前が自ら手縫いして仕上げたまごころの帷子であったことが知られるのである。同抄中には受信地が佐渡であることを窺

(4)

わせる記述はなく、そうであるとすればそれが身延の地であったことは疑いない。身延入山後であれば、花押がバン字であることを考慮すると、文永12年(4月25日に建治に改元)か建治2年の可能性しかない。富木氏の母は建治2年3月に亡くなっており、その直前に「我と老眼をしぼ」ってこの帷をしつらえたとは考え難い。残るはその前年の文永12(1275)年の可能性のみである。よって<162>富木殿御返事は文永12年(2月7日)と系年が確定する。したがって、当抄花押【図13】と酷似の形態を有する本抄花押【図14】も同じく文永12年に書き記されたものと理解するのが花押の推移からも自然である。

しかし、それだけではまだ当初の疑問を解消するための決定打とはなり得ない。そこで威力を発揮するのが御本尊花押である。幸いなことに、文永12年4月と執筆年月の確定する鎌倉市妙本寺所蔵の<21>御本尊が現存し、その花押(図15)と本抄【図14】及び富木殿御返事の花押【図13】は、いずれとも互いに類似している。これらが判断の決め手となるであろう。本抄の花押は他の両花押(【図13】及び【図15】)と同じく文永12年に記されたものと判断され、本抄執筆は文永12年でなければならないのである。なお、建治元年6月22日の<183>三三藏祈雨事【図16】、7月2日の<185>南条殿御返事【図17】では、花押は(短い)鍵型となり、翌建治2年春には、閏3月の南条殿御返事【図18】の如く、その花押のアヌスヴァーラの角度が緩やかになり、弓型へと変化してゆくことになるのである。

では、前述したように、文永11年5月に著された法華取要抄に

金光明経・大集経・守護経・薬師経等ノ諸経ニ挙クル所ノ諸難、皆之有リ。
但無キ所ハ二三四五ノ日ノ出ル大難也。而ルヲ今年佐渡ノ国ノ土民口ニ云フ、今年正月廿三日ノ申ノ時ニ二ノ日出現ス。或ハ云ク、三ノ日出現ス等云云。

とあり⁶⁾ 佐渡で二の日を見たという人々の伝聞と、本抄中の

今此国土ニ有ら不ルハ二ノ日・二ノ月等ノ大難ナリ。余ノ難ハ大体之有リ。
とある内容との間に見られる矛盾については、どのように理解すればよいのであろうか。日蓮が「文永11年正月に「二の日」を見たという伝聞を伝えながら、

その翌年に記されたはずの本抄に「今此の国土に有らざるは二の日・二の月等の大難なり」と記したのは何故か？ これについては、以下の如く理解すべきではなかろうか。

その鍵は「此の国土」がどこを指すか、というところにある。前稿で考察したごとく、本抄が佐渡で記されたとすれば、「此の国土」は佐渡を含む日本を指すことになる。しかし、本抄が身延の地で著されたのであれば、「此の国土」から佐渡ノ地が除外され得るということになる。本抄中には法華取要抄に取り上げた史陶林や九包淵の例が引かれており、日蓮が法華取要抄を意識していたことは確かである。おそらくは、そこに記した内容に修正を加える意図も有ったと推測される。というのは、佐渡で見られた自然現象が仁王経の予言の現実化であるとする認識を当時の社会が受け入れるには、まだまだの状況であったと推察されるからである。

ただし、これが鎌倉とか京の都での出来事であれば話は別である。例えば鎌倉における竜の口の法難に際して光り物が現れて日蓮の処刑ができなかったという出来事は、既に史実として人々に公認されていたと思われる。その故に「今此の国土に有らざるは」という曾谷抄の「国土」とは本州の日本本土、なかんづく文化や権力が集中する京や鎌倉を指したと理解されるのである。当時の日本の指導者たちは諸經典に説かれる予告について、まだまだ本気で受けとめてはいなかった。だからこそ日蓮は

前ノ四箇度ノ五百年ハ仏ノ記文ノ如ク、既ニ符合セ令メ了ンヌ。第五ノ五百歳之一事豈ニ唐捐ナラン。

とする自らの確信を述べて⁷⁾、改めて再度にわたる問題提起とするのである。故に、「大日本国と大蒙古国と鬭争合戦す、第五の五百に相当れるか」と人々に冷静なる判断と理解とを求めた。第一次の蒙古襲来の後も、為政者や民衆には、この難を乗り越えたという意識はなく、次の襲来への緊迫感が存在していた。ともかく、本抄で日蓮が述べんとした意図は、本土で見られていないのは「二の日」(及び「二の月」)出現の難のみであって、諸經典に説かれる諸難がことごとく現証として現れているという事実こそ目を向けよ、というところにあっ

(6)

たに違いない。

本抄が文永10年よりも後に記された証拠としては、文永10年の当体義抄には末法を恋慕った伝教大師が何故自身が末法に出現しなかったのか、という問いに対して

一ニハ時ノ至ラ不ルカ故ニ。二ニハ付属ニ非ルカ故也。

と述べた⁸⁾のに対し、本抄では迦葉や阿難が何故大乘経を弘めなかったのかという問いに代えてはいるが

一ニハ自身堪ヘ不ルカ故ニ。二ニハ所被ノ機無キカ故ニ。三ニハ仏従リ譲リ与ヘ不ルカ故ニ。四ニハ時来ラ不るかユヘ也。

と記している⁹⁾。これは、文永10年の時点で正象末という時代と弘通する人の立場について思索して2点にまとめた内容に、さらに「自身堪えざる故」と「所被の機なきが故」の2点を付け加えて4点にしたのであって、ここに、より多角化した思索の跡が留められ、本抄が当体義抄等よりも後の時点での見解を示している。よって本抄の執筆時は文永11年か12年となるが、文永11年は佐渡流罪中であったが故に、本抄の浄書がなされた時期ではない。以上の考察から、曾谷殿許御書が文永12年(3月10日)の著述であったことを確認することができる。記して前稿を訂正する。

2 < 66 > 問注得意抄 178 と < 67 > 土木殿御消息 949

< 66 > 問注得意抄は日通の『境妙庵目録』では文永8年(5月9日)としており、日諦の『祖書目次』では「復日進書」として「法門申さるべき様の事」と「問註書」とが合体していて、系年を文永3年としている。なお、『録内啓蒙』33巻には「問註之時可存知事」とある題号に注釈して「此の書もと二通なるを一処に置いて題号も奥にあるべきを初めに題せりと見えたり」とあり、両御書が別々であったことを記している。その後『高祖遺文録』において小川泰堂は文永6年に系年している。これは法門申さるべき様の事の系年に合わせたもので、問注得意抄がこの年に記されたという証拠があるわけではない。片岡随喜氏の『日蓮大聖人御真蹟対照録』によった山中喜八氏は本抄を文永6年としている¹⁰⁾。

花押【図4】はアヌスヴァーラが垂直に近い弓型で全体がゆるやかにカーブしている。

一方、< 67 > 土木殿御消息は日諦が文永6年に系年してより以来系年に変化はなく、これが定説となっている。花押【図5】はアヌスバーラが下部は直線的で上部が少しカーブしている。は内容的には

大師講ノ事。今月明性房にて候が此月はさしあい候。

とあり¹¹⁾、文永5年に始められたと思われる大師講のことが記され、すでにこれが軌道にのりかけている様子から、本抄の執筆は文永6年か7年であろうことは確かである。文永8年の6月は竜の口法難の直前でもあり、かなり緊迫した状況であったろうから、本抄の執筆時としてふさわしくないのである。

さて、上記の2つの花押を比較してみよう。全体的には雰囲気似ていることは確かであるが、両者が同じ年に記されたとすれば、両者の記された日が、僅か一月弱しか隔たっていないということになる。一月以内に花押が劇的に変化することはまれで、両者【図5】と【図4】とが重なりそうなしほど酷似しているわけではない。

さて、類似というのは相対的なものであるから、両者の類似度を測る指標として文永8年9月14日、つまり竜の口法難の2日後に記されたことに確定している< 86 > 土木殿御返事 951の花押【図7】を取り挙げてみる。当抄花押のアヌスヴァーラは直線的で水平面から約70°傾いている。この傾きと極めて近いのが< 66 > 得意抄である。そして< 67 > 土木抄の場合は80°を越えている。このアヌスヴァーラの近似性という転では、< 86 > 【図7】に最も近いのが問注得意抄であることが知られる。問注得意抄の内容に関しては、中尾暁氏も述べるように文永8年と見るのが妥当と筆者にも思われる。よって問注得意抄は文永8年と理解したい。

一方、< 67 > 土木抄については、内容から判断して文永6年か7年がふさわしい。文永6年以前の真蹟花押としては「文永五年太歳戊申四月五日」と日付けの記される< 49 > 安国論御勸由来【図1】があり、そのアヌスヴァーラはゆるやかな傾斜でカーブしており、本抄のアヌスヴァーラの方が始筆の角度は垂

(8)

直に近くなっている。そして< 66 >および< 86 >との間に類似性が見られ、本抄の執筆時がその中間の文永7年とう可能性が大と思われる。よって、現時の判断としては文永6（または7年）（6月7日）とすべきであろう¹²⁾。

3 < 195 >御衣並単衣御書 971

本抄は『御書統集』に収録され、『高祖遺文録』において小川泰堂は建治元年（9月28日）に系年した。しかし、小川には花押の変化に関する認識がなかった故に、その系年は再検討が必要となる。本抄冒頭に

御衣ノ布、并御単衣給ヒ候ヒ了ヌ。

とあり¹²⁾、その故に小川は衣の布の受信地を身延と判断したと思われる。本文中には本抄の発信地を示唆する情報は見られない。そこで威力を発揮するのが花押である。本抄花押【図6】のアヌスヴァーラは傾斜が80°を越え、ほとんど垂直であり、棒状になって湾曲がほとんどない。このような花押は身延期には絶えて見られないのである。建治元年のものであれば先に検討した曾谷入道殿許御書【図14】や7月2日付け南条殿御返事【図17】の後で、建治2年閏3月24日の< 215 >南条殿御返事【図18】の前ということになるが、この間のは花押アヌスヴァーラはいづれも鍵型になっており、本抄花押のアヌスヴァーラのごとき棒状のものはない。したがって、建治期のものではないことが花押の推移から明らかである。また、布の衣を受け取った地は佐渡であるとも考えられない。それらしき表現はなく、可能性として唯一残るのは佐渡流罪以前の鎌倉においてである。そこで、文永7（または6）年に著された前掲の< 67 >土木殿御返事の花押【図5】と比べるとアヌスヴァーラの角度が似ており、また先述の文永8年9月の< 86 >土木殿御返事【図7】のアヌスヴァーラとも類似している。よって本抄は9月28日という日付けを考慮すると、文永7年のものである蓋然性が最も高いと思われる。山中喜八氏も文永7年説を採り、「一説文永6年」としている。いずれにしても佐渡流罪の直前の年の執筆であったことは疑いがないのである。

4 < 435 > 御衣布給候御返事（なし）及び < 108 > 安国論送状及び
< 74 > 止観第五之事御消息（上野殿母尼御前御返事）1515

< 435 > 御衣布給候御返事は新加の御書であり、真蹟は横長で、1紙に25行が記され、真蹟行が京都の本法寺に所蔵されている。本文は

御衣布給ヒ候ヒ了ヌ。この御ぬのは一切の御ぬのにて候。又十二いろはたふやかに候。御心ざしの御事はいまはじめぬ事に候へども、ときにあたりてこれほどの御心ざしはありぬともをほへ候はず候、かへすがえず御ふみにはつくしがたう候、恐々

乃時

日蓮

御返事

とある¹³⁾。「乃時」とあるのはおそらくはその日に届く手紙であったことを示すものであり、鎌倉在住期に記されたと見られる¹⁴⁾花押の特徴としては角度がやや急で直線的になっているということである。比較的形の近いのは文永8年9月14日付け< 86 > 土木殿御返事及び文永9年とされる4月10日付けの< 101 > 富木殿御返事である。花押の推移から考えると、文永7、8年のものとするのが妥当であろう。

次に、「五月廿六日」と日付けのある< 108 > 安国論送状の系年について考察する。同抄の本文は1紙で

立正安国論の正本、土木殿の候。かきて給候はん。ときとのか又。

とある¹⁵⁾のみである。紙の不足する佐渡の地で記されたとは考えられないので、時期は文永8年以前である。本抄花押は一見して前述の御衣布給候御返事の花押と類似していることが知られるであろう。アヌスヴァーラの角度は70°で、文永8年9月の< 86 > 土木殿御返事とほぼ同じである（御衣布給候御返事の花押は約60°）。とすると、文永8年という蓋然性が最も高いということになるであろう。

次に< 74 > 上野殿母尼御前御書1515は真蹟2紙が熊本本妙寺に所蔵され、『高祖遺文録』では建治元年に系けられた。これを文永7年に改めたのは山川智応氏であり、宛先は富木氏とした。花押を見れば建治年間のものでないことは一

(10)

目瞭然であり、上野氏にあてたものでないことも明らかである。本文中に

母尼ごぜんにはことに法華経の御信心のふかくましまし候なる事、悦ヒ候と申させ給ヒ候へ。止観第五之事。正月一日辰ノ時此をよみはじめ候。明年は世間匆々なるべきよし皆人申スあひだ、云々。

とあり¹⁶⁾、(大師講で)摩訶止観をその年の正月より読み始めていたことが知られる。大師講は文永5年から始まっていたと考えられ、いきなり翌年の正月1日から止観第5巻を読み始められたとも考え難いので、本抄は文永7年とするのが妥当であろう。ただ本文が和文体で記されているので、対告衆を富木常忍とすることには疑問がある。

次に花押についてみると、文永6年7月の花押と認められた前述の<67>土木抄花押と文永8年と認められる問注得意抄【図4】や<86>土木殿御返事【図7】の花押と比べると、本抄花押はそれらの中間に位置することが認められるであろう。よって、花押の観点からも本抄を文永7年とすることが妥当ということになる。

むすび

本稿で考察対象とした御書の系年は以下の通りである。

<170>1026 = 文永12年3月10日

<66>問注得意抄→文永8年

<67>土木殿御消息949 = 文永6(又は7)年6月7日

<195>御衣並単衣御書971→文永7年

<435>御衣布給候御返事(なし) = 文永(7又は)8年

<108>立正安国論送状35→文永8年

<74>止観第五之事御消息(上野殿母尼御前御返事)1515→文永7年12月22日

なお、文永期の花押による系年研究は真蹟が少ないこともあり、1年違いのものを判定することは困難であるが、数年単位で考察するなら、やはり絶大な威力をはっきする、というのが今回の考察を通しての印象である。



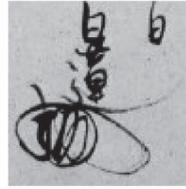
1



2



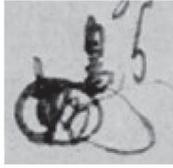
3



4



5



6



7



8



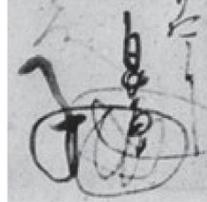
9



10



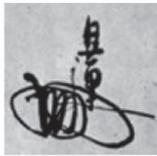
11



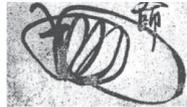
12



13



14



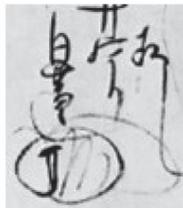
15



16



17



18

(12)

- 【図1】安国論御勘由来 文永5年4月5日
- 【図2】止観第五之事御消息（上野母尼御前御返事） 文永6～7年12月22日
- 【図3】御輿振御書 文永6年3月1日
- 【図4】問注得意抄 文永6→8年5月9日
- 【図5】土木殿御消息 永6年6月7日
- 【図6】< 195 >御衣並単衣御書 文永7年9月28日
- 【図7】< 86 >土木殿御返事 文永8年9月14日
- 【図8】御衣布給候御返事 文永8年頃
- 【図9】< 101 >富木殿御返事 文永9年4月10日
- 【図10】真言諸宗違目 文永9年5月5日
- 【図11】観心本尊抄副状 文永10年4月26日
- 【図12】大田殿許御書 文永12年1月24日
- 【図13】< 162 >富木殿御返事 文永12年2月7日
- 【図14】< 170 >曾谷入道殿許御書 文永12年3月10日
- 【図15】< 21 >御本尊 文永12年4月（神奈川県妙本寺蔵）
- 【図16】三三歳祈雨事 建治元年6月22日
- 【図17】南条殿御返事 建治元年7月2日
- 【図18】南条殿御返事 建治2年閏3月24日

注

- 1) p 1039、定 p 911
- 2) 拙稿「御書の系年研究（その4）」（『東洋哲学研究所紀要』24、2008）を参照。
- 3) 文永9年の佐渡御書に「佐渡の国は紙候はぬ上」とあり、文永10年の時点でも重書である観心本尊抄が表裏に記されるなど、紙不足の状況は続いていた。なお、文永11年の可能性については、この年の3月8日に佐渡に赦免状が届いており、3月10日に本抄の浄書を終える段階でそのことに触れなかったという理由が考えられない。
- 4) p 1038、定 p 910
- 5) p 968、定 p 860
- 6) p 336、定 p 863
- 7) p 336、定 p 863
- 8) p 519、定 p 767
- 9) p 1028、定 p 89
- 10) 『集成』第5巻の「花押集」
- 11) p 949、定 p 440
- 12) p 971。定 p 1111
- 13) 定 p 2873

- 14) 「乃時」が記されるのは文永7年のものとされる<75>富木殿御返事 949がある。
- 15) p 35、定 p 648
- 16) p 1515、定 p 459

（わかえ けんぞう・委嘱研究員）

A Chronological Study of Nichren's Writing(8) — Writings in the Year of Bun'ei —

Kenzo Wakae

By the carefully observation on a change of signature of Nichren, we can presume when the writing was written. In this study, I concluded that the year that <170> On the Five Guides for Propagation (Soya Nyudo dono moto Gosho, p.1026) has written in 1975 (not 1973); <66>On a Attitude in Court (Monchu tokui sho, p.178) was written was 1271; <67>Letter to Toki (Toki dono goshosoku p949) has written was 1269 (or 1270).

<195>Cloth for a Robe and Unlined Robe (Onkoromo narabini Hitoe gosho, p.971) was written in 1270; <435>Gift of Cloth and Robe (Onihu Tamaisourou gohennji) was written in 1271; <108>Invoice of "On Establishing the Correct Teachings for the Peace of the Land (Risshoannkokuron okuri jo, p.35) was written in 1271; <74>Reply to Mother of Ueno (Ueno Haha Amagozen gohenji, p.1515) was written in 1270.